

遺贈による寄附制度について

将来、資産の一部を小樽商科大学に遺贈として寄附することを希望される卒業生・篤志家の方々に、その手続きの便宜を図るため、信託銀行との提携により、本制度を設けました。

信託銀行の遺言信託を利用することにより、信託銀行が、遺言執行者として、遺産の調査・収集、財産目録の作成、遺産の管理、遺産の名義書換え・処分、相続人・受遺者への財産分配などを行い、遺言内容が確実に実現されます。遺言作成にかかる総合的な相談は無料で受けられます。

また、遺贈による寄附財産は、相続税の非課税財産となるため、相続税が軽減されます。

■遺贈による寄附手続きの流れ

遺贈をお考えの方	事前に本学までご連絡ください。 本学の提携信託銀行に直接ご相談いただいても結構です。
▽	
本学	提携信託銀行をご紹介します。
▽	
信託銀行	本学への遺贈を含む遺言書作成に関する相談受付・コンサルティング（相談料は無料です。） 遺言書作成・保管・執行については公証役場・信託銀行所定の手数料・報酬が必要です。
▽	
信託銀行	遺言書の作成 信託銀行の遺言信託を利用して遺言書を作成します。
▽	
信託銀行	遺言書の保管・管理 信託銀行が遺言書の保管と管理を行います
▽	
信託銀行	遺言の執行 ご逝去の連絡を受けた信託銀行は、遺言内容の執行業務を行います。
▽	
信託銀行	相続人・受遺者への遺産分配及び小樽商科大学への遺贈 遺贈者のご遺志に従い、相続人・受遺者への遺産分配及び小樽商科大学への寄附を行います。
▽	
本学	遺贈財産（ご寄附）の受け入れ 教育研究振興基金として、教育研究活動に大切に活用させていただきます。

提携信託銀行



HPにリンクしています。本店または全国各支店にお問い合わせください。

・遺言信託の利用にあたっては、所定の手数料、報酬がかかります。詳しくは上記HPをご覧ください。

遺贈による寄附制度に関する
お問い合わせ先

小樽商科大学会計課経理係
TEL 0134-27-5219
E-mail keiri@office.otaru-uc.ac.jp